様式第７号(第６条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 粕屋町障がい(児)者紙おむつ等購入費助成金支給(不支給)決定通知書    　　第　　 　　号  年　　月　　日  　　　　　　　　様  粕屋町長　　　　　　　　　印  　　　　　年　　月　　日付けで請求のあった障がい(児)者紙おむつ等購入費助成について、下記のとおり決定しましたので通知します。  記  1　支給 | | | | | | | | | |
|  | 対象者氏名 |  | | | | 登録番号 | |  |  |
| 支給対象月 |  | | | | | | |
| 受付年月日 | 年　月　日 | | 決定年月日 | | 年　月　日 | | |
| 本人支払額 | 円 | | 支給金額 | | 円 | | |
| 振込先 | 金融機関 |  | | 口座種目 | |  | |
| 口座番号 |  | | 口座名義人 | |  | |
| 2　不支給  (不支給理由) | | | | | | | | | |

教示

1　審査請求について

　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において粕屋町を代表する者は、粕屋町長です。

　ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。